

## 系満市観光文化振興事業施設使用料補助金交付申請について

作成日：令和４年１０月１日

本書は、補助金申請の手続きについての説明書です。申請にあたっては、必ず適用条件等の内容をご確認ください。

### 【系満市観光文化振興事業施設使用料補助金について】

系満市観光文化交流拠点施設を中心とした系満市の観光及び文化芸術の振興を図ることを目的として、観光施策推進並びに文化芸術の振興及び発展に寄与すると認められる団体又は個人が実施するイベント等の事業に対して、施設使用料等の一部を補助します。

### 【補助金の対象】

#### ●対象者の確認について

☐以下のすべてに該当します。

①系満市の観光文化振興等に寄与する法人その他の団体又は個人

※上記のうち、学校等（保育園、認定こども園、幼稚園、小中学校、高校及び大学など）は除きます。

②観光及び文化芸術振興事業に対する会計経理が明確であること。

③観光及び文化芸術振興事業を完遂できる見込みがあること。

#### ●補助の対象となる事業について

☐シャボン玉石けん くくる系満（系満市観光文化交流拠点施設）の大ホール及び交流ロビーを使用した事業に該当します。

☐以下のいずれかに該当します。※該当するものにマークしてください。

①市の観光振興を目的に、市の後援若しくは共催の承認を受けて実施されるイベント等の催物

②文化芸術の振興を目的に実施される公演、発表会、展示会、講演会等の事業

#### ●欠格事項について ※下記の①～⑩の項目に該当する場合は補助対象外となります。

☐以下のいずれにも該当しません。

①公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの又はそのおそれがあると認められるもの

②市の名誉を毀損し、若しくは信用を失墜させ、又はそのおそれのあるもの

③特定の政治家若しくは政治団体又は宗教を援助し、若しくは助長し、又は圧迫し、若しくは干渉を加える目的を有するもの

④系満市暴力団排除条例（平成２３年系満市条例第１８号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは同条第２号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難される

べき関係を有する者が関与するもの

- ⑤営利又は商業的な宣伝を目的とするもの
- ⑥チャリティー活動を主たる目的とするもの
- ⑦事業の対象が、特定の人又は地域に限定されているもの
- ⑧市が実施する他の補助金等の交付を受ける事業
- ⑨練習に該当するもの（公演又は発表の日以前に行う練習又は仕込みを除く。）
- ⑩市が財源を拠出している団体の補助金等の交付を受ける事業

#### 【補助対象経費】

- 補助対象となる経費は、以下に該当する大ホール及び交流ロビーの使用料（附属設備使用料及び空調設備使用料を含む。）です。

- ①文化芸術の振興を目的に実施される公演又は発表等の日の大ホール及び交流ロビーの使用料
- ②文化芸術の振興を目的に実施される公演又は発表等の日以前に行われる練習又は仕込みを行う場合の大ホール及び交流ロビーの使用料の2分の1の額
- ③観光振興を目的に実施されるイベント等の催物の大ホール及び交流ロビーの使用料  
例）前日リハーサルの大ホール使用料・空調使用料が 5 万円、本番当日の大ホール使用料・空調使用料が 10 万円となる場合

$$\begin{aligned}\therefore \text{補助対象経費} &= \text{当日使用料} + (\text{発表日以前の練習等に係る使用料の 2 分の 1}) \\ &= 10 \text{ 万円} + (5 \text{ 万円} \times 1/2) \\ &= 12 \text{ 万 5 千円}\end{aligned}$$

#### 【補助率・補助限度額】

- 補助率及び補助金の限度額は下表のとおりです。※千円未満の端数は切り捨て

| 対象事業                              | 補助率              | 限度額  |
|-----------------------------------|------------------|------|
| 市内に主たる活動の本拠を置く法人その他の団体又は個人が行う事業   | 補助対象経費の<br>50%以内 | 10万円 |
| 市内に主たる活動の本拠を置かない法人その他の団体又は個人が行う事業 | 補助対象経費の<br>50%以内 | 5万円  |

※補助対象事業に係る経費のうち、補助金を含めた収入額が支出額を超える場合は、その超える額を除いた額を補助金として交付します。

例）市内に活動拠点を置く者が当該事業（イベント等）を開催し、補助金交付算定額が 10 万円、イベントに係る支出が 100 万円、当補助金を除いた収入が 97 万円となる場合

⇒補助金交付算定額と収入（10 万円＋97 万円＝107 万円）となり、支出を 7 万円超過するため、補助金交付算定額（10 万円）から超過した額（7 万円）を除いた額（3 万円）を補助金交付額とします。

#### 【申請方法】

- ・補助事業実施日の1か月前までに「糸満市観光文化振興事業施設使用料補助金交付申請書（様式第1号）」に添付書類を添えて提出してください。
- ・申請書類は、観光・スポーツ振興課へお持ちいただくか郵送してください。（ファックスやシャボン玉石けん くくる糸満の窓口では受理できません。）
- ・添付書類は以下のものです。
  - ①事業計画書（様式第2号）
  - ②個人・団体概要（様式第3号）
  - ③収支予算書（様式第4号）

#### 【申請内容の変更・事業の中止について】

補助金の交付承認を得た後、申請内容について変更が生じた場合、若しくは事業を中止する場合は、「糸満市観光文化振興事業施設使用料補助事業（変更・中止）申請書（様式第5号）」に変更内容・中止理由を記入のうえ、速やかに提出してください。

#### 【実績報告について】

補助対象事業の完了後1か月以内に、「糸満市観光文化振興事業施設使用料補助事業実績報告書（様式第6号）」及び「収支決算書（様式第7号）」を観光・スポーツ振興課に提出してください。

また、以下の添付書類を合わせて提出してください。

- ①補助金等交付承認書（写し）
- ②施設使用許可所（写し）
- ③施設使用料領収書（写し）
- ④チラシ・プログラム
- ⑤事業当日の様子を収めた写真

#### 【交付請求について】

交付額の確定通知を受けたときは、速やかに「糸満市観光文化振興事業施設使用料補助金交付請求書（様式第9号）」を観光・スポーツ振興課に提出してください。

補助金の支払いは口座振替により行います。

#### 【お問い合わせ】

糸満市役所 観光・スポーツ振興課

住所：〒901-0361 糸満市潮崎町1丁目1番地

電話番号：098-840-8135

FAX番号：098-840-8155